

○世田谷区清掃・リサイクル審議会設置根拠規定

世田谷区清掃・リサイクル条例 (世田谷区清掃・リサイクル事業概要2022 P.67)

第11条 廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本方針

(2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項

3 審議会は、学識経験者、区民及び事業者のうちから区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則 (世田谷区清掃・リサイクル事業概要2022 P.80)

第3条 条例第11条第3項に規定する世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 区民 8人以内

(3) 事業者 5人以内

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

6 審議会は、会長が招集する。

7 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

10 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

11 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

12 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

13 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

14 部会の議事の定足数及び表決数については、第7項及び第8項の規定を準用する。

15 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。